



法的制裁と非・法的制裁 : 法と心理学のアプローチ

日置, 孝一

(Citation)

CDAMS(「市場化社会の法動態学」研究センター) ディスカッションペーパー, 06/14J

(Issue Date)

2006-08

(Resource Type)

technical report

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/80100066>



CDAMS ディスカッションペーパー
06/14J
2006年8月

特集: 法的サンクションと非・法的サンクション - 「法動態学」の視点 -
法的制裁と非・法的制裁
法と心理学のアプローチ -

日置孝一

CDAMS
「市場化社会の法動態学」研究センター

神戸大学大学院法学研究科

法的制裁と非・法的制裁 - 法と心理学のアプローチ -¹

日置 孝一（神戸大学大学院 文化科学研究科）

序：本研究の目的

本研究の主たる目的は、法学・経済学の視点からそれぞれ考察された制裁に関する議論に対して、心理学の視点から実証的な検証を行うことにある。前者は法を構築する側から考察される制裁に関する議論であるのに対して、後者は法により規制される側すなわち受益者にとっての制裁とはいかなるものであるのかという角度から、法的 - 非・法的制裁についての検討を行う。具体的には、制裁に対して法学・経済学の立場から立てられる理論を心理的変数間の関係性に置き換え、個々の理論に対して立てられる心理学的仮説の検証を行う。まず法学・経済学の視点から述べられる理論をそれぞれ概観し、そこから導き出される仮説の紹介を行う。さらにそれぞれの仮説の検証を行い、その結果についての考察を述べる。

一．制裁についての法学・経済学の視点における議論とそこから導き得る仮説

1．制裁の経済学的考察

経済学の視点から、外部性を内部化させる方策として制裁が行われると主張されている（座主，2006）。ここでいう外部性とは、ある一個人や組織の活動が社会に与える負の影響である外部不経済のことを示す。また内部化するとは、ある活動が社会に与えた負の影響をその活動を行なった個人または組織に回帰させるということを示している。そのため、制裁はその抑止効果を鑑み、制裁それ自体が一定の量を保ってさえいれば外部不経済を内部化することが可能であり、その効果は法的であれ、非・法的であれ、その種類に関係無く内部化を行なうことが可能であることが予測される。すなわち、法的 - 非・法的制裁の間にはどちらか一方が増加することによって他方が減少するという関係性が予測できる。あくまでもこの予測は制裁の抑止効果にのみ焦点を当てて考えられているが、実際の判例においても、「社会的制裁」という非・法的な制裁が与えられていることを理由とする減刑が行われている。しかし、一般の人も制裁の抑止効果を考慮した判断を行うのか否か、抑止効果による量的な補完関係が納得可能なのか否かに関しての検証は行われていない。そのため、仮に人が制裁の抑止効果を考慮するならば、非・法的制裁を加えられた犯罪者は、非・法的制裁を加えられていない犯罪者よりも求められる刑が軽減するという仮説を立てることができる（仮説1）。

¹本ディスカッションペーパーは、日本法社会学会 2006 年度学術大会ミニシンポジウム「法的サンクションと非・法的サンクション - 「法動態学」の視点 -」（2006 年 5 月 13 日、関西学院大学）における研究原稿に修正を加えたものである。

2. 制裁としての損害賠償

現代正義論の一つの立場であるリバタリアニズムからは、刑罰制度に対する批判として損害賠償一元化論が主張されている（橋本，2006）。そこでは、刑事罰とは負の功績原理に基づく分配的正義型の制裁であると考えられている。それに対して、損害賠償は加害者によってもたらされた被害者の損害を、加害者の責任によって回復するという矯正的正義型の制裁であると考えられている。そのため教条主義的な民刑分離の制度の下では、経済力の乏しい加害者からは損害賠償を受けることが出来ず、犯罪被害者に対する不正義が発生することを予測している。このような問題の解決策として、損害賠償一元化論は刑事罰としての懲役刑や禁固刑に代え、損害賠償そのものを制裁として加えるという考え方を示している。しかしこの議論は、賠償がある種の制裁であると認められ、刑事罰と代替可能であると知覚されていることが不可欠な前提となっている。そこで仮説1と同様に、人が賠償金を制裁であると考えれば、賠償金を支払った事を理由として減刑を行うことを容認するであろうという仮説を立てることができる（仮説2）。

3. コミュニティーと制裁

中国における法と社会の現象の分析から、中国では犯罪率増加に対する解決策として、刑事的制裁の強化（重罰化・厳罰化）とコミュニティーの再編という2つの取り組みが行なわれていることが示されている（河村，2006）。その議論においては、中国の都市部におけるコミュニティーが政府の統治システムの末端組織化している可能性に言及し、そのようなコミュニティーにおける非・法的制裁の意味が問い直された。そこでは、非・法的制裁とコミュニティーに対する反応との関係性を検証しなければならないという考えが導き出される。本研究では、コミュニティーに対するイメージ、コミュニティー内での非・法的制裁に対する反応、コミュニティー内の成員間の関係性の変数を用いたモデルを作成し、モデルに対する検証を行う。モデルの検証と併せて、犯罪を行おうという意思（犯意）に対する制裁の効果の検討を行うことにする。

以上、上記の制裁についての法学・経済学の視点からの議論をもとに、ある企業内で犯罪行為が行われたという場面²を設定し、企業組織³が犯罪者に対して与える非・法的制裁の量によって、求められる法的制裁の量が変化するのか、また犯罪者が民事賠償を行っているのか否かによって、求められる刑事罰の量が変化するのか、さらに、組織が犯罪者に対して与える非・法的制裁の量によって組織に対するイメージがどのように変化するのか、という三点の検証を行う。

²判例上非・法的制裁による罪の軽減は、経済犯罪やセクシャルハラスメント事件に多く適用されていることから、本研究でもそれらの犯罪を対象として検証を行った。

³本研究では、コミュニティーに対応する対象として企業組織を用いたため、“コミュニティー”については“組織”と読み替えている。

二．それぞれの仮説の検証

1．検証に用いた変数と測定方法

本研究では，それぞれの仮説に関する検証すべき要因を実験的に操作し，条件間でデータを比較するという実験的な検証方法を取った．そこで第1の仮説の検証のため，非・法的制裁が有る条件とない条件という2つの条件を設定した．また，制裁に関わるモデルの検証のため組織内の関係性をシナリオで操作し，組織内の成員間の関係性が緊密な集団と疎遠な集団の2条件を設定した．すなわち，制裁有り・緊密条件，制裁なし・緊密条件，制裁有り・疎遠条件と制裁なし・疎遠条件の4つの条件のシナリオが作成された．実験参加者は4条件のうちいずれか1つのシナリオのみに対して反応を行った（表1）．

表1 実験条件（括弧内は参加者数）

		非・法的制裁	
		有り	なし
組織内の 関係性	緊密	制裁有り・ 組織内緊密条件	制裁なし・ 組織内緊密条件
	疎遠	制裁有り・ 組織内疎遠条件	制裁なし・ 組織内疎遠条件

それぞれのシナリオにおいて，犯罪者に対してどの程度の刑罰を与えるべきであるか（仮説1），仮に500万円の賠償金を支払っていた場合減刑をしても良いか考えるか否か（仮説2）を主な従属変数として測定した．また制裁に関するモデルの検証のため，上記の2変数に加えて，企業による制裁の量が適当であったか，企業の製品を購入したいと考えるか否か，という2つの質問の測定を行った（実験に用いたシナリオ，質問項目を付録1に記載する）．

2．仮説1の検証

まず，人は制裁の抑止効果を考慮しており，非・法的制裁を加えられた犯罪者は，非・法的制裁を加えられていない犯罪者よりも求められる減刑されるという仮説1の検証を行った．ここでは，犯罪者に対して求められる刑罰の量を使用し，非・法的制裁の量と集団の緊密性に関する分析を行った．その結果，非・法的制裁の量，すなわち，犯罪者に対して非・法的制裁を行ったか否かという要因のみの有意な効果が確認され（非・法的制裁あり条件： $M=2.83$ ，非・法的制裁なし条件： $M=3.75$ ），集団内の関係性の主効果，非・法的制裁と集団内の関係性の交互作用は認められなかった．つまり，非・法的制裁を受けた犯罪者は受けていない犯罪者よりも刑が減刑されるべきであると考えられており，仮説1が支持された（図1に結果を示す）．

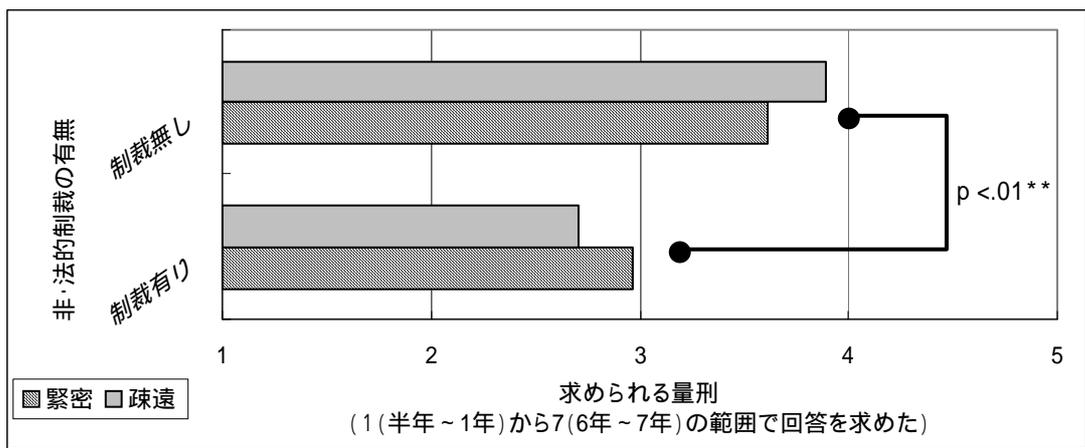


図1 非・法的制裁の有無による量刑の変化

3. 仮説2の検証

また人が賠償金を制裁であると考えているならば、賠償金を支払ったことを理由として減刑することが容認されるという仮説2の検証を行った。ここでは、仮に犯罪者が賠償金を支払っていた場合に、減刑して良いと回答した人数と減刑すべきではないと回答した人数の比較を行った。その結果、減刑しても良いとした回答が有意に多いことが確認された(良い65.2%, 悪い34.8%)。すなわち、賠償金が刑事罰の補完的役割を果すものとして認識されており、仮説2が支持された。

さらに、金額と減刑量との関係をはかるため、500万円の賠償金を払った場合、どの程度減刑されるべきと回答されていたのかについての分析を行った。その結果50%もしくは90%程度の減刑を行ってよい、という回答が有意に多く示された($\chi^2(9) = 32.7, p < .01, n = 59$)。しかし、図2に示すように、減刑率と人数の相関関係は確認されず($r = -.04, n.s.$)、一定の金額=年数という関係性が一義的に決定されているという訳では無いことが示唆される。

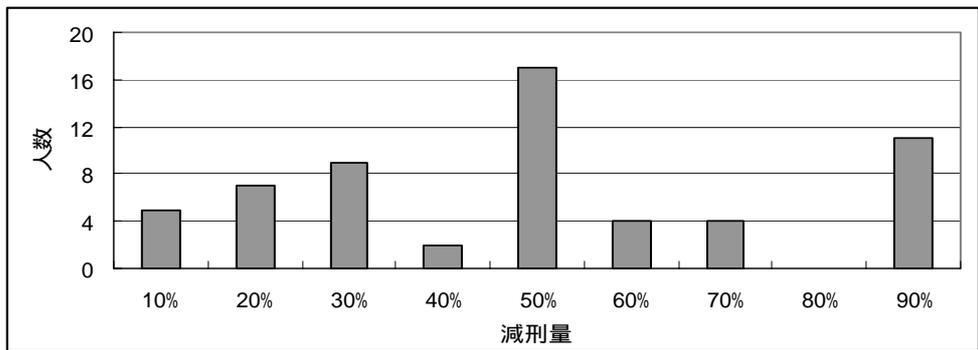


図2 減刑量と人数

4. 制裁と組織の関係性モデルの概観

最後に、組織が与えた制裁、非・法的制裁の適切性と当該組織に対するイメージとの関係性についてのモデルを作成し、そのモデルの検証を行った。

このモデルでは、当該の企業が作った製品を購入したいと考えるか否かという変数（購入意欲）が、その他の変数によってどのように説明付けられるか、ということを検討した。購入意欲を説明付ける変数として、組織内の関係性を緊密であると感じたか・疎遠であると感じたか（組織内の関係性）、また、組織が事件の発生を助長していたと感じていたか否か（組織の意図）、さらに、事件の発生に関して組織に責任があると感じたか否か（組織の責任）、その組織が犯罪者に対して加えた制裁が適切であったか否か（制裁の適切性）という四つの変数をモデルに投入した（図3）。

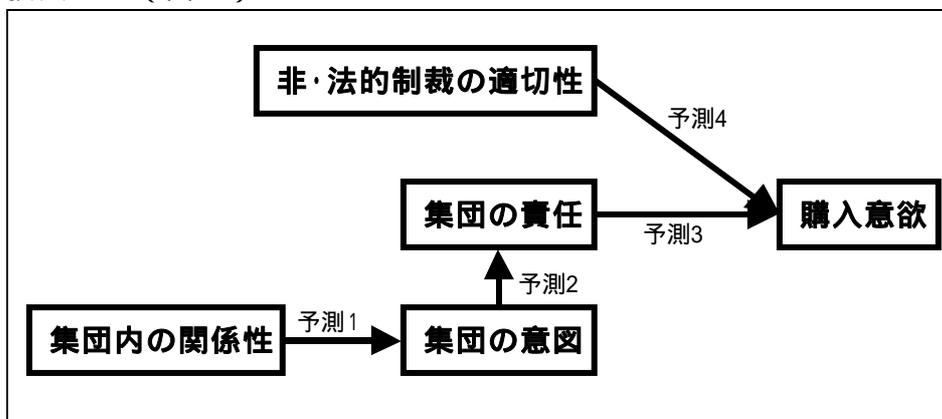


図3 検証に用いたモデル

モデル内では、組織内の関係性が疎遠であったか否かという変数が、組織自体がその犯罪の発生を助長していたか否かという変数を説明付けることを予測している（予測1）。また、組織の意図は犯罪の発生に関する組織の責任を説明付け（予測2）、最終的に組織に対して感じた責任の量が、当該の組織が作成した製品を購入しようという意欲を説明付ける（予測3）ことを予測している。これらの予測1、2は、組織内の関係性が高く感じられた場合には、「事件の発生を意図的に助長した」、「事件の発生を意図的に止めなかったという意図」という組織の意図も高く感じられること、また組織の意図を高く知覚した場合には、事件に関して組織自体も責任を負うべきであるという知覚が行われるという議論を基にしている（O’Laughlin, & Malle, 2002., Lickel, Schmader, Hamilton, 2003., Chan, Hioki & Karasawa, 2006. 日置・唐沢, 2005）。

予測3は組織が事件の発生に対して責任が無いと感じれば、組織に対してポジティブなイメージを抱き、それらのポジティブなイメージが当該組織が作成した製品を購入しようという意欲を高めるであろうという考えを基にしている。また、予測4として購入意欲が制裁の適切性によって説明付けられるという予測を立てた。この予測は、非・法的制裁を適切に与えているという事実が、当該の組織に対する信頼感を増加させ、結果として当該組織が作成した製品を購入しようとい

う意欲を高めるであろうという考えを基にしている。すなわち、このモデルは4つの異なった予測から成り立っており、このモデルの検証を行うことでそれぞれの変数間の関係性が明らかになると考えられる。

理想的には、モデル内に組織に対する信頼感という変数を投入すべきであると考えられる。しかし本研究では測定を行っていなかったため、信頼感の変数は投入されなかった。

5．制裁と組織の関係性モデルの検証

まず、モデル自体のデータに対する当てはまりのよさに関する分析を行った。その結果、モデル自体は測定データに良く当てはまっている事が確認された。

次に、モデル内の各個の変数間の関係性に関する分析を行った。その結果、組織内の関係性が組織の意図を説明するという予測1は支持されなかった($\beta = .16$, n.s.)。しかし、集団が事件の発生を意図的に助長していたという知覚(組織の意図)は事件の発生に対する組織の責任を有意に説明付けており、予測2が支持された($\beta = .52$, $p < .01$)。また、組織の責任を高く知覚していれば、その組織が製造した製品を購入したいという意欲を減少させるという負の関係性が示唆されており、予測3が支持された($\beta = -.29$, $p < .01$)。また、非・法的制裁の適切性が購入意欲を高めるという正の関係性が示され、予測4が支持された($\beta = .20$, $p < .06$)。

これに加え、企業による制裁、非・法的制裁の適切性と当該企業に対するイメージとの関係性と犯行の意思を予測するパラメーターの検証を行った。この検証に際しては、「あなたがこの犯罪者と同じ立場にあった場合に、あなた自身も犯罪を行うと思いますか」という質問を行い、犯行の意思(犯意)の程度を測定した。ただし、これまでの検証に用いたシナリオ上(セクハラ事件)で犯意の程度を予測させることは困難かつ不適當であると考え、追加のシナリオを設け、状況を変えた実験を行った。実験設定は犯罪の種類を経済犯罪に変更した事以外、非法的制裁の有無の操作と集団内の関係性の操作の方法はセクハラ事件のシナリオを踏襲した⁴。(実験に使用されたシナリオの一部を付録2に記載する)。

経済犯罪条件のシナリオから測定されたデータを、図4に示すモデルに投入したところ、購入意欲に関して、組織の意図 組織の責任 購入意欲、制裁の適切性 購入意欲という関係性が確認された。すなわち購入意欲に関するモデルが、実験1と同様であることが確認された。しかし、犯意に関しては、組織が犯罪の発生を助長していたか否かという組織の意図のみが犯意を説明付け、非・法的制裁の適切性などは予測する変数としては認められなかった。

このことから、犯罪を行おうという意思を抑制するためには、単に制裁を厳しくするのみで対応するのではなく、社会的組織自体が犯罪の発生を抑制しようという意思を示す必要があることが示唆される。

⁴ 質問項目に数点の変更があったが、本研究ではそれらの項目の報告を割愛する。

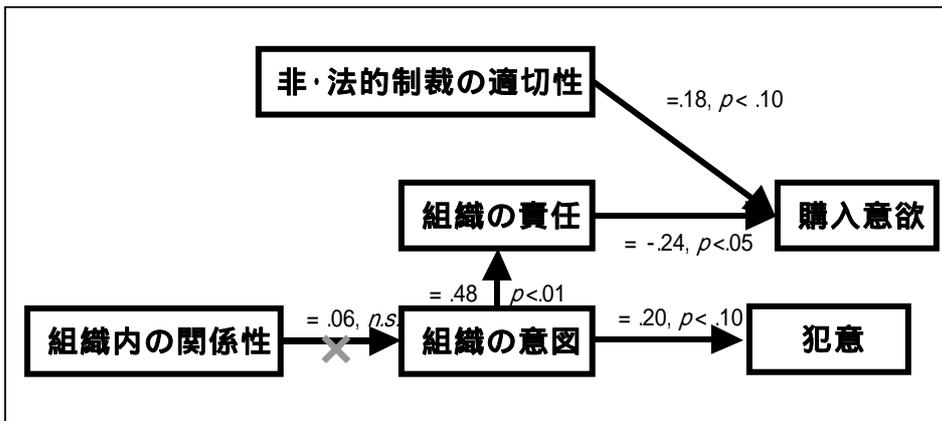


図 4 犯意と非・法的制裁に関するモデル

三． 結び

今回の実験結果は、まず、非・法的制裁を受けている犯罪者に対しては制裁を受けていない犯罪者よりも軽い刑でよいと考えられている事を示した。すなわち人は制裁の抑止効果を考慮した判断を行っており、非・法的制裁と法的制裁が相互補完していると考えられていることが示された。

また、損害賠償に関しては、賠償金を払った犯罪者に対しては減刑してよいと考えられており、民事的制裁が刑事的制裁の補完的役割を持つものとして認識されていることが示された。

さらに、組織それ自体に対して事件の発生に関する責任があると感じられた場合、また、組織が犯罪者に対して適切な制裁を加えていないと感じられた場合、製品購入の意欲が低下することが示された。すなわち、犯罪者を輩出した組織のイメージの低下を防ぐためには、犯罪者に対して適切な非・法的制裁を加える必要があることが示唆される。また、自身の所属する組織が犯罪を助長していると知覚すると、犯罪を行う意思が高まることが示された。

結論として、非・法的制裁と法的制裁とは相互補完の形態をとっていると考えられる。このことから組織内での非・法的制裁という処分を理由として、刑を軽減させることが一般の人にとっても納得可能であるといえる。また損害賠償によって減刑をしても良いと考えられていることは、損害賠償が刑罰の代替的制裁として機能しうることを示している。

ただし、非・法的制裁と法的制裁とが相互に補完しているからといって、与えるべき制裁すべてを非・法的制裁または法的制裁“のみ”でまかなってよいわけではない⁵。なぜならば、製品の購入意欲に関するモデルに示されたように、企業が犯罪者に対して“適切に”制裁を行っていない場合には、結果として犯罪者を輩出した組織のイメージを低下させることが示唆されているからである。

本研究の問題として、非・法的制裁と法的制裁の関係性が一方向的に測定され

⁵ここに示される、与えるべき制裁とは個々の事例に関して与えられるべき制裁量のことである。そのため個々の事象について適切な制裁量が与えられていることで、社会全体の正義が保たれると考えられる。

ていたという点が指摘され得る。すなわち、シナリオ内で非・法的制裁が与えられていたか否かのみを操作していたため、法的制裁の量が十分に、または過大に与えられていた場合に、非・法的制裁が無くなり得るのか否かという検証は行われていない。そのため、法的な制裁が与えられている場合に、非・法的な制裁を与えるべきか否か、例えば“*年の禁固刑が下されている場合、企業として罰を下すべきだと思いますか”というような質問を用いて検討を行う必要がある。

最後に、厳罰化に対する提言として以下の事が言える。まず、仮説1の検討結果から非・法的制裁と法的制裁は相互補完しており、一方が増加することによって他方が減少する事が示された。しかし同時に制裁に関するモデルの検討から、それぞれの制裁には適正量が存在していると考えられる。そのため、単に厳罰化のみを推し進めることは非・法的制裁の減少を導き、最終的には犯罪者を生み出した組織のイメージの低下を導きかねないことが示唆される。

本研究は、変容する社会の法秩序に対応する為の動態的な法学、法動態学の理念に基づいて立案、実行された研究である。本研究は、法学・経済学における議論を心理学的諸変数に置き換え、実証的な検証を行うことに成功し、新たな研究の端緒を開いたという点において評価に値するものと考えられる。しかしそれと同時に、制裁の持つ抑止力の検討やポジティブ・サンクションに対する視点が欠けていることなど、検討すべき課題が山積していることも事実であり、更なる研究の発展が望まれる。

参考文献

Chan, S. C., Hioki, K., & Karasawa, M. (2006) Entitativity, Controllability, and Responsibility of Governments Over Ongoing National Conflicts: An Investigation of Japan-China Relations. Poster presented at the 7th Annual Meeting of the Society for Personality and Social Psychology, Palm Springs, California on January 26-28.

Lickel B, Schmader T, & Hamilton DL. (2003). A case of collective responsibility: who else was to blame for the Columbine high school shootings? *Personality and Social Psychology of Bulletin*, 29(2):194-204.

O'Laughlin, M. J., & Malle, B. F. (2002). How people explain actions performed by groups and individuals. *Journal of Personality and Social Psychology*, 82, 33-48.

河村有教(2006) 法的サンクションと非・法的サンクション - 「法動態学」の視点 中国における法的サンクションとコミュニティーの再編 神戸大学大学院法学研究科21世紀COEプログラム CDAMS「市場化社会の法動態学」研究センター デイスカッションペーパー

座主祥伸（2006） 法的サンクシヨンと非・法的サンクシヨン - 「法動態学」の視点 非・法的サンクシヨンから法的サンクシヨンへの変遷：法と経済学のアプローチ 神戸大学大学院法学研究科 21世紀COEプログラム CDAMS「市場化社会の法動態学」研究センター ディスカッションペーパー

橋本祐子「刑罰制度の廃止と損害賠償一元化論」、日本法社会学会編『法社会学』第65号（印刷中 2006年9月刊行予定）

日置孝一・唐沢穰（2005） 社会集団への責任帰属における認知バイアス 日本社会心理学会第46回大会 9月 於関西学院大学

付録 1 実験に用いたシナリオ・質問紙（セクハラ事件シナリオ）

付録 1-1 実験に用いたシナリオ

シナリオ 1 制裁有り・緊密条件

ツクモカンパニーの重役会は、役員間の交流が盛んで役員主催のゴルフコンペなども頻繁に開かれています。年1回の社員旅行への参加率も非常に高く、会議などでもめる事はあまりありません。最近、重役の A が重役会の後輩である X さんにセクハラ(強制わいせつ)を行ったことが発覚しました。社内では事件を問題視し、他の重役からの圧力も強かったため、社の規律を乱したという理由で A は3ヶ月の停職処分となりました。

シナリオ 2 制裁なし・緊密条件

ツクモカンパニーの重役会は、役員間の交流が盛んで役員主催のゴルフコンペなども頻繁に開かれています。年1回の社員旅行への参加率も非常に高く、会議などでもめる事はあまりありません。最近、重役の A が重役会の後輩である X さんにセクハラ(強制わいせつ)を行ったことが発覚しました。社内では事件を大きく取り上げることも無く、他の重役たちも特に問題にしなかったため、A は事件発覚後も通常の勤務を続けています。

シナリオ 3 制裁有り・疎遠条件

ツクモカンパニーの重役会は、役員間の交流が殆どなく、重役会を欠席する役員も少なくありません。また、個人的ないさかいなどもあり、会議はしょっちゅうもめています。最近、重役の A が重役会の後輩である X さんにセクハラ(強制わいせつ)を行ったことが発覚しました。社内では事件を問題視し、他の重役からの圧力も強かったため、社の規律を乱したという理由で A は3ヶ月の停職処分となりました。

シナリオ 4 制裁なし・疎遠条件

ツクモカンパニーの重役会は、役員間の交流が殆どなく、重役会を欠席する役員も少なくありません。また、個人的ないさかいなどもあり、会議はしょっちゅうもめています。最近、重役の A が重役会の後輩である X さんにセクハラ(強制わいせつ)を行ったことが発覚しました。社内では事件を大きく取り上げることも無く、他の重役たちも特に問題にしなかったため、A は事件発覚後も通常の勤務を続けています。

付録 1-2 質問項目

Q.1：一般に，セクシャル・ハラスメントが行われた場合，強制わいせつの罪に問われ，半年から7年の実刑を下すことが定められています。

現在Aは被害者のXさんによって告訴されています。あなたは，重役Aに対してどの程度の刑を下すべきだと思いますか，以下の数字（1～7）に をつけてお答えください。

半年～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年	5年～6年	6年～7年
1	2	3	4	5	6	7

Q.2：あなたは，この事件に関してツクモカンパニー重役会が重役Aを処罰したことは適切であったと思いますか？以下の1～5の数字に○を付けてお答えください。

				もっと厳しい対応を取 るべきだと思う
もっと甘い対応でよいと思う		適切な対応だと思う		
1	2	3	4	5

Q.3：ある会社内で犯罪行為が行われた場合，国が会社に対して行政指導を行うことがあります。あなたは，国が，ツクモカンパニー重役会に対してセクハラに関する社内規定について行政指導を行うべきであると思いますか？以下の1～5の数字に○を付けてお答えください。

全くそう思わない		どちらでもない		非常にそう思う
1	2	3	4	5

Q.4：この重役会全体に関して以下の4つの質問にお答えください。

4-1. この重役会に属している人は，この重役会をどの程度重要だと感じていると思いますか。

非常に重要 1 2 3 4 5 6 7 - 8 - 9 まったく重要でない

4-2. この重役会のメンバー同士はどれくらいの頻度で会っていると思いますか。

非常に頻繁 1 2 3 4 5 6 7 - 8 - 9 ほとんどない

4-3. この重役会のメンバー同士で，どの程度共通した目標を持っていると思いますか。

非常に共通している 1 2 3 4 5 6 7 - 8 - 9 ほとんど共通していない

Q.5：あなたは，ツクモカンパニー重役会にはセクハラ事件の発生を止めなかった責任があると思いますか，以下の数字1～4に をつけてお答えください。

非常にある 1 - 2 - 3 4 全くない

5-2：また，“セクハラが発生を止めなかったこと”は意図的なものだと思いますか，以下の数字1～4に を付けてお答えください（上の質問で“責任はない”と答えられた方も回答してください）。

大いに意図していた 1 - 2 - ¹⁰3 4 全く意図していなかった

付録 1-2 続き

Q.6：あなたは、ツクモカンパニー重役会にはセクハラ事件の発生を助長した責任があると思いますか、以下の数字1～4に をつけてお答えください。

非常にある 1 - 2 - 3 4 全くない

6-2：また、“セクハラ”の発生を助長したこと”は意図的なものだと思いますか、以下の数字1～4に をつけてお答えください(上の質問で“責任はない”と答えられた方も回答してください)。

大いに意図していた 1 - 2 - 3 4 全く意図していなかった

Q.7 あなたは、ツクモカンパニーの販売する商品を購入したいと思いますか?

以下の数字(1～5)に をつけてお答えください。

全く購入したくない どちらでもない 積極的に購入したい

1 2 3 4 5

Q.8：仮に、被害者のXさんと重役Aとの間ですでに民事の示談が成立し、当事者間の和解により500万円の賠償金が支払われているとします。

この場合、Q.1でお答えいただいた重役Aに対する刑を軽減しても良いと思いますか、以下の(良い・悪い)のいずれかに をつけてお答えください。

刑を軽減しても(良い・悪い)

また、刑を軽減しても良いと思われる場合、どの程度軽減しても良いと思いますか。上記の質問に、“良い”と答えられた方のみ、以下の1～9の数字に をつけてお答え下さい。

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. 10%程度の軽減 | 6. 60%程度の軽減 |
| 2. 20%程度の軽減 | 7. 70%程度の軽減 |
| 3. 30%程度の軽減 | 8. 80%程度の軽減 |
| 4. 40%程度の軽減 | 9. 90%程度の軽減 |
| 5. 50%程度の軽減 | |

Q.9：仮に(Q.8の仮定は含みません)、重役Aが解雇処分を受けていたとして、Q.1でお答えいただいた重役Aに対する刑を軽減しても良いと思いますか、以下の(良い・悪い)のいずれかに をつけてお答えください。

刑を軽減しても(良い・悪い)

また、刑を軽減しても良いと思われる場合、どの程度軽減しても良いと思いますか。上記の質問に、“良い”と答えられた方のみ、以下の1～9の数字に をつけてお答え下さい。

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. 10%程度の軽減 | 6. 60%程度の軽減 |
| 2. 20%程度の軽減 | 7. 70%程度の軽減 |
| 3. 30%程度の軽減 | 8. 80%程度の軽減 |
| 4. 40%程度の軽減 | 9. 90%程度の軽減 |
| 5. 50%程度の軽減 | |

付録2 実験に用いたシナリオ例（経済犯罪シナリオ，制裁有り・緊密条件）

A証券では，社員間に下図のような連絡ネットワークを構築しており，業務上の連絡などはネットワークにしたがってスムーズに行われています．また，昼食会や飲み会など，社員間の個人的な交流も頻繁に行われており，皆積極的に参加しています．

A証券に勤務しているXさんは最近営業不振で悩んでいましたが，飛び込み先で大口の投資をしてみたいという顧客に出会いました．ちょうどA証券では新規の投資信託を募集していましたが，募集期日が迫っていたため，その商品の販売に必要な書類をそろえる時間が残っていませんでした．そこで違法であることを知りながら，書類不備のまま販売しました．しかし，その投資信託の結果が思わしくなかったこともあり，顧客はXさんを刑事告訴しました．

A証券ではこの件を受け社内会議を開いたところ，Xさんを処罰すべきだという意見が多く，Xさんに対して6ヶ月の減俸処分を与えることを決定しました．

